

船舶事故調査報告書

令和3年6月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年1月22日 04時50分ごろ
発生場所	長崎県平戸市度島北西岸 馬ノ頭鼻灯台から真方位164° 2.2海里（M）付近 （概位 北緯33° 26.2′ 東経129° 30.6′）
事故の概要	漁船啓將丸は、南東進中、度島北西岸に乗り揚げた。 啓將丸は、船首部船底外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	令和3年1月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 啓將丸、19トン NS2-13921（漁船登録番号）、明星水産有限会社 19.15m（Lr）×4.64m×1.76m、FRP ディーゼル機関、443.50kW、平成3年10月22日 第292-51022号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年4月19日 免許証交付日 平成30年8月27日 （令和6年4月18日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首部船底外板に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1～2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、まき網船団の運搬船として、船長及び甲板員1人が乗り組み、令和3年1月22日01時00分ごろ長崎県松浦市調川港に向けて平戸市生月島北西方沖30M付近の漁場を出発した。 船長は、甲板員を船室で休憩させ、操舵室右舷側にある背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操船に当たり、03時ごろ生月島北西方沖15M付近を約9ノットの対地速力で自動操舵により南東進中、それまで周囲に数隻いたいか釣り漁船を見掛けなくなり、軽い眠気を感じるようになった。

	<p>船長は、大島瀬戸に向かう変針予定場所の北西方沖1M付近で、3Mレンジとしたレーダーにより同瀬戸西口付近にふだんよく見掛ける小型漁船や釣り船がないことを確認し、自動操舵から手動操舵に切り替えた後、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けているうち、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、変針予定場所を通過して航行を続け、04時50分ごろ度島北西岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃で目を覚まし、乗り揚げていることに気付き、負傷者がいないこと及び船体の損傷状況を確認した後、船団の僚船に連絡して救助を依頼した。</p> <p>本船は、付近の漁業協同組合からの通報により来援した巡視艇が監視する中、14時16分ごろ僚船によって引き出された後、自力航行により調川港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.7mであった。</p> <p>船長は、1月20日は時化で休みであったが、21日15時ごろ長崎県佐世保市神崎漁港を出港し、魚群探索を行いながら漁場まで操船に当たり、漁場で操業を行って漁獲物を積み込んだ後、調川港に向けて操船に当たっており、出港後に休息をとっていなかったため、少し疲れを感じていた。</p> <p>船長は、ふだん、眠気を感じたときには、たばこを吸ったり、目薬を差したり、立って身体を動かしたりして眠気を払拭していた。</p> <p>船長は、軽い眠気を感じた際、眠気を覚ますつもりでたばこを吸ったものの、海上が平穏であり、周囲に他船が見当たらなかったため、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けているうち、気が緩んで居眠りに陥ったのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、度島北西方沖を手動操舵で南東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過して度島北西岸に向かって航行を続けたことから、度島北西岸に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、疲れを感じている状態で操船中、眠気を感じた際、眠気を覚ますつもりでたばこを吸ったものの、海上が平穏であったこと、及び周囲に他船が見当たらなかったことから、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けているうち、気が緩んで覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、度島北西方沖を手動操舵で南東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過して度島北西</p>

	<p>岸に向かって航行を続けたため、度島北西岸に乗り揚げたものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、椅子に腰を掛けた姿勢で眠気を感じた場合、立ち上がって身体を動かしたり、外気に当たったりして居眠りを防止する措置を採ること。また、眠気を払拭できない場合には、他の乗組員と交替するか2人当直とすること。 ・ 漁船の乗組員は、操業や操船等が長時間に及ぶ場合、適宜休息をとることが望ましい。 ・ 船舶所有者は、船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。 ・ 船長は、事故発生時には速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

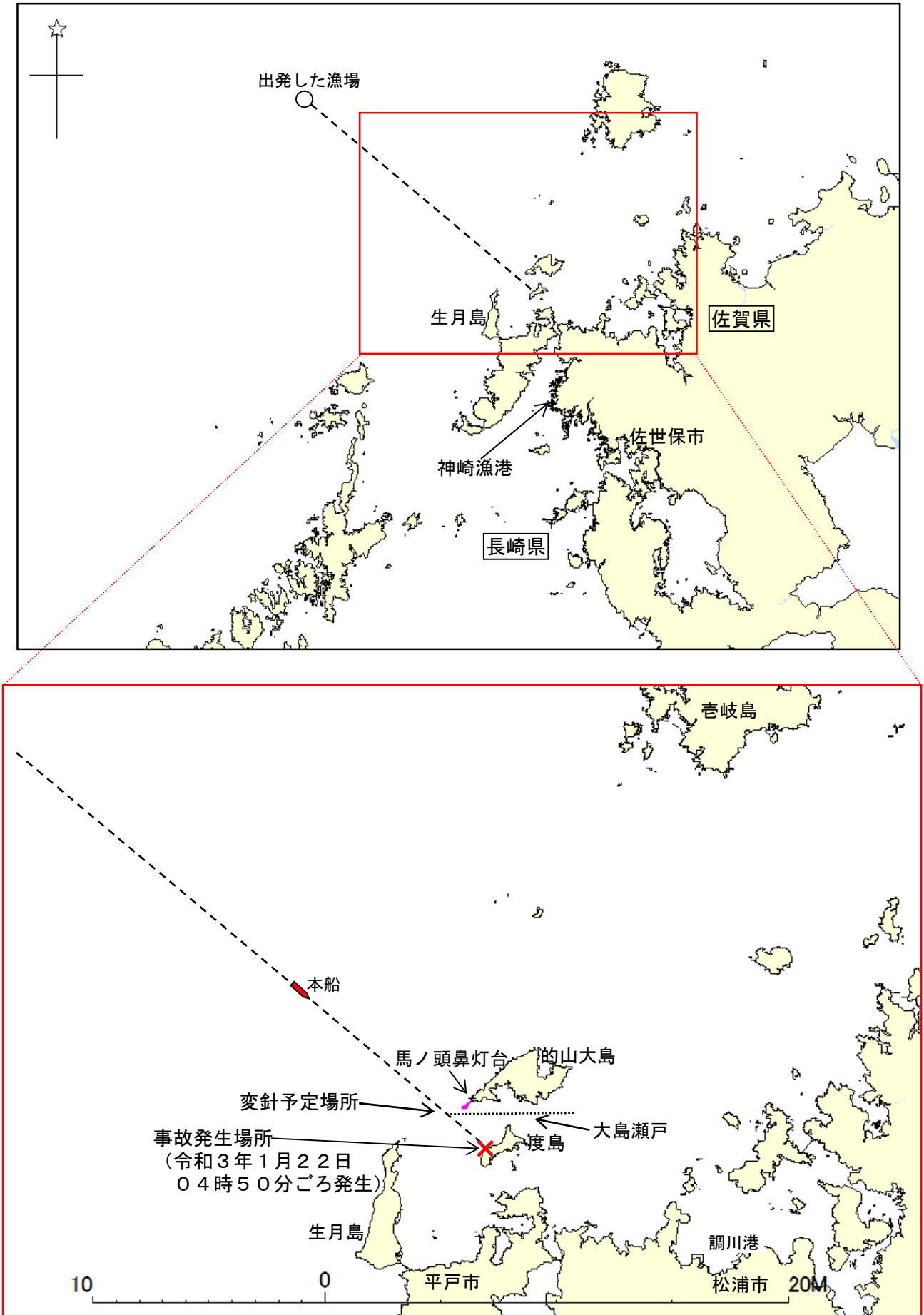


写真1 本船

